

○北信保健衛生施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(昭和 56 年 3 月 26 日 条例第 12 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日 条例第 2 号

北信保健衛生施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する事項は、中野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年中野市条例第 61 号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。